平成２４年（フ）第６４号
佐賀県鳥栖市儀徳町2240番地　ユーミー旭306、開始決定時の住所福岡県筑後市大字山ノ井295番地
破産者　江口　純一
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第５５５号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津駅前２番22―301号　パインコート
破産者　西谷　豊茂
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３５４号
佐賀県佐賀市兵庫北７丁目７番33号
破産者　炭火焼肉カレー野郎！こと　大島　秀彦
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５号
沖縄県那覇市字安里388番地13　栄町ロータリービル502
破産者　清水　雄樹
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１号
秋田県由利本荘市南福田字東鳴瀬83番地
破産者　鈴木　輝美
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第１７４号
新潟県十日町市本町２丁目220番地、申立時の住所新潟県十日町市子220番地
破産者　小島　　宏
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
山梨県笛吹市石和町川中島538番地　ホテル平安寮　治田勉様内105号、申立時の住所山梨県笛吹市石和町四日市場1561番地
破産者　長嶋　保次
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７号
静岡市駿河区手越447番地の６、前住所神奈川県座間市四ツ谷772番地の１　イマージュ105号
破産者　大山　正国
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７号
静岡県伊豆の国市長岡741番地１　医療法人社団慈広会記念病院内、住民票上の住所静岡県御殿場市新橋883番地の28
破産者　渡邊　照夫
法定代理人成年後見人　渡邊　弘子
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３６０号
愛知県一宮市木曽川町門間字金塚35番地　Ｔ・スクエア201号
破産者　川兵食品こと　川井　清隆
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３３０号
愛知県岡崎市法性寺町字池田11番地３、前住所愛知県岡崎市法性寺町字池田11番地６
破産者　日髙　　茂
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５７２号
兵庫県尼崎市立花町２丁目５番12号プロシード立花201号、前の住所兵庫県尼崎市尾浜町２丁目３番１―404号
破産者　多田水産こと　多田　泰司
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７１５号
兵庫県芦屋市東山町29番15号
破産者　新居宏仁こと新居正博こと　朴　　聖祚
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２６号
兵庫県西宮市宮前町４番２―105号
破産者　山本一郎こと　兪　　一郎
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５４号
兵庫県尼崎市常松２丁目４番10号メルベイユ武庫102号
破産者　川満　恵介
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第７０号
兵庫県西宮市段上町５丁目１番26号
破産者　植田　理稔
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１号
兵庫県佐用郡佐用町上月835番地　上上月住宅212号
破産者　神原　俊行
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部